

# 熊本市児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可等に関する審査会設置要綱

制定 平成27年8月3日市長決裁

改正 平成28年1月4日健康福祉子ども局長決裁

改正 平成30年4月2日健康福祉局長決裁

改正 令和5年3月31日保育幼稚園課長決裁

改正 令和6年8月13日子ども局長決裁

改正 令和7年1月31日子ども局長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、熊本市児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査会（以下「審査会」という。）の設置に関し必要な事項を定め、もって児童福祉施設等の適正な整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の適正な運営を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「児童福祉施設等」とは、別表第1に掲げる施設又は事業をいう。

## (組織)

第3条 審査会は、会長及び別表第2に掲げる委員をもって構成する。

2 会長は、子ども局長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

## (会議)

第4条 審査会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審査会は、その構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じ審査会に委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

4 審査会の議事は、会議に出席した構成員全員の一致によって決する。

## (審査事項)

第5条 審査会は、次に掲げる事項について審査又は審議するものとする。

(1) 児童福祉施設等（別表第1 子ども家庭福祉課の項に掲げる施設又は事業所にあつては、熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱（平成30年3月31日制定）に基づく予算の支出が見込まれるものに限る。）の整備に関する事項で次に掲げるもの

ア 社会福祉施設等の整備及び社会福祉法人の認可に係る事前協議書の提出の手續等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき事前協議書が提出された児童福祉施設等の整備の適否及び優先順位に関すること。

イ 児童福祉施設等の整備に係る基本的指針に関すること。

(2) 社会福祉法人の認可（子ども家庭福祉課、子ども支援課又は保育幼稚園課の所管に係るものに限る。以下同じ。）に関する事項で次に掲げるもの

ア 要綱に基づき事前協議書が提出された社会福祉法人の設立の認可の適否に関すること。

イ 社会福祉法人の認可に係る方針に関すること。

(3) 児童福祉施設等の認可等に関する事項で次に掲げるもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による保育所の認可及び同法第46条第4項の規定による事業の停止に関すること。

イ 児童福祉法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可に関すること。

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、同法第7条第1項の規定による認定の取消し、同法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の認可、同法第21条第1項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖及び同法第22条第1項の規定による認可取消しに関すること。

エ 児童福祉法第59条第5項の規定による認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。

（事業者ヒアリング）

第6条 前条の事前審査において、必要に応じ、事業者ヒアリングを実施することができる。

2 前項の事業者ヒアリングに熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会（以下「部会」という。）の委員の同席を求めるものとする。

（付議）

第7条 審査会は、第5条の規定による審査又は審議の結果について、部会に付議するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、こども家庭福祉課、こども支援課及び保育幼稚園課において行う。

2 各課が行う庶務は、次のとおりとする。

日程・会場等の調整、開催起案、委員出席依頼等、審査資料の作成・説明、議事録作成、設置要綱改正等

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）

課名	審査対象施設・事業
こども家庭福祉課	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所
保育幼稚園課	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業） 乳児等通園支援事業 認可外保育施設

別表第2（第3条関係）

職 名
こども局総括審議員 こども育成部長 こども福祉部長 こども家庭福祉課長 こども支援課長 保育幼稚園課長